（経緯詳細）

・令和８年９月４日（金）の夕方、寮の管理人が、台風 24 号の接近に伴う大雨が予想されることから、入寮生の安全確保を万全にしておく目的で、業務で使用しているパソコンを使ってインターネットで防災気象情報を収集中、表示されたページの一部をクリックしたところ、ウイルスに感染したとの警告画面が表示された。

・直ちにパソコンをシャットダウンし再起動したが、表示が消えないため、表示された画面に記載されている電話番号に連絡。

・電話に出たパソコン関連会社の社員を名乗る人物から、ウイルスに感染しているので除去作業が必要であることやネットバンキングをしているのであればそれも確認する必要があるといったことを言われ、指示に従って、寮運営費を管理しているネットバンクのログインページを開き、契約者番号等を入力したほか、当該人物にパソコンを遠隔操作された。

・電話を切った後、見慣れないウイルス対策ソフトがパソコン上で起動していることを不審に思い、直ちに警察に連絡。

・警察から教示されたネットバンクのサポートデスクに連絡し、口座を確認してもらったところ、この日は他の口座への出金などはなかった。

・警察官が寮にて当該パソコンを確認した際には、個人情報を不正に持ち出された形跡はないが、専門の業者に見てもらった方が良いとの指示があったため、使用を中止した。

・これまでのところ、ネットバンク預金の不正取引は確認されていないが、遠隔操作された間に当該パソコンに保存していたデータや個人情報等が漏洩した可能性を考慮し、安全のため、対象となる入寮生や職員には事案を報告し、注意喚起を呼びかけているところ。